HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	清末民初江南の地方自治と基層社会［論文内容及び審査の要旨］
Author(s)	鷲尾, 浩幸
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(文学)
Dissertation Number	甲第12070号
Issue Date	2016-03-24
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/61691
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	doctoral thesis
File Information	Hiroyuki_Washio_abstract.pdf, 論文内容の要旨

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

学位論文内容の要旨

博士の専攻分野の名称：　博士（文学）　　氏名：鷲尾　浩幸

学位論文題名

清末民初江南の地方自治と基層社会

本論文は、清末の“光緒新政”によって導入された地方自治の展開と州県以下の基層社会の変化との関連を、1911 年における辛亥革命を経て民国初年に至る時期の中国江南地域を対象として考察したものである。

序論では、本論文の問題意識、研究史の総括と課題の設定、および各章で扱う主題の範囲について論じている。

第 1 章は、光緒 32 年（1906）および宣統 3 年（1911）の水害発生への対応をめぐる比較検討を通じて、地方自治制度の導入と自治機関の設立とが江南の基層社会に如何なる変化をもたらせたのかを考察したものである。清一代を通じて、王朝国家の地方統治における州県官の役割はきわめて重要であった。しかしながら、清末の“光緒新政”では、州県以下の基層社会における行政改革が実行され、地域社会には大きな変化がもたらされた。特に光緒 34 年（1909）12 月には、憲政編査館によって「城鎮鄉地方自治章程」が上奏され、基層社会への地方自治制度の導入が明示された。本論文の対象地域である蘇州府を含む江蘇省の“蘇属”では、各地の鄉紳層を中心とした自治機関が急速に設立された。宣統 3 年（1911）の水害の発生にともなう救荒（飢饉救済）に対して、基層社会に設置された自治機関、或いはそこに関わる“自治紳董”の役割は明らかに増大しており、光緒 32 年（1906）の水害発生時と比較すると州県官の役割が相対的に低下していることは明白であった。但し、官側の水害対策に着目した場合、江蘇巡撫程德全が蘇州の基層社会に対して一定の影響力（統治力）を保持し続けていたことも確認できるという。

第 2 章は、宣統 2 年（1910）に蘇州府崑山県の西南地域で発生した江北流民による騒擾とその善後策とについて取り扱い、当該事件への地方官および鄉紳層の対応を通じて、清末の蘇州における基層社会の変化を読み解こうとしたものである。また本章でも「丁戊奇荒」といわれる光緒 3-4 年（1877-78）の災害時との比較検討という手法が採られている。「丁戊奇荒」時の流民対策は地方官主導による“官”の系統化されたシステムによって着実に実行され、鄉紳層などの“民”は補助的な役割を担うだけであった。しかしながら、宣統 2 年（1910）の江北流民による騒擾への一連の対応については、崑山・上海・青浦各県の善堂や学堂、或いは自治公所にかかわる鄉紳層が主体的に活動する一方で、地方官はあくまでも副次的・補助的な存在として現れてくるだけであった。併せて著者は、清朝中央が主導した政治制度改革が地方社会に与えた変化はきわめて大きなものであり、こうした変化自体が却って清朝の滅亡を早めたと

結論付けている。

第 3 章では、清末と民初とのまさに狭間に当たる、宣統 3 年（1911）の辛亥革命の直後から民国元年（1912）にかけて、蘇州で発生した抗租（小作料納入拒否）をめぐる政治的・社会的問題について検討している。辛亥革命によって新たに成立した軍政府では、その財源の確保が喫緊の課題であった。また清末地方自治の流れのなかで蘇州に設立された臨時地方議会でも、その主要な課題は賦・租（租税と小作料）の徴収をめぐる問題であった。抗租の継続という社会状況のなかで、賦租徴収過程を通じて蘇州社会における秩序の形成・維持のあり方、ひいては地方政治の成り立ちに迫ることが本章の目的である。結論としては、抗租をめぐる様々の事象を通じて、旧清朝体制下における州県官、これに代替する新体制下の民政長という役職の重要性が確認されている。軍都督に就任した程徳全の蘇州不在による治安の悪化が進むなかで、民政長には郷紳層の意向を踏まえて小作料の減免をも視野に置きつつ、佃戸を含む郷民との交渉によって治安を維持するための高度な統治能力が求められたという。

第 4 章は、民国 3 年（1914）2 月の大総統袁世凱による自治制度停止命令の影響下に行われた、江南の水利事業について考察を加えたものである。同年の夏、江蘇省内は広範囲にわたって旱魃に見舞われ、江南・江北ともに水利事業の必要性が生じていた。江南では自治制度の停止後、江南水利局が設立され、それを中心として水利が実施された。先行研究では、“第三革命”後に省議会は復活する一方で、県以下の自治制度は回復せず、地方自治そのものが衰退したかのように把握されている。しかしながら、この時期の江南で実施された水利事業は、江南水利局や県知事という“官”の側と協力しながらも、実質的には郷紳層を中心に従来どおりの自治的手法による運営が図られていたという。辛亥革命直後という政治的に不安定な時期において、法制上は中央政府による上からの制度改変が行われたとしても、江南の基層社会における公益事業は、依然として地方自治に頼らざるを得なかったのである。

附篇 1・附篇 2 は、ともに本論文と密接に関連する標題の 2 冊の書評を通じて、清末民初史研究における課題の提起を行ったものである。

以上の考察の後、結論では各章の内容の総括が行われるとともに、今後の研究へ向けて課題・展望が述べられている。“光緒新政”によって行われた地方自治制度の導入は、清末江南の基層社会の政治的な統合において、州県官の役割の低下と郷紳層の役割の増大という状況をもたらすとともに、辛亥革命を経て共和制による民国への移行を準備するものとなっていた。すなわち、民国初期における江南基層社会の統治については、必然的に清末からの継続性を内包せざるを得なかったのである。最後に、軍閥期以降の江南における地方自治の実態解明が今後の課題として提起されている。

以上